

2006年度「レイティング/フィルタリング連絡協議会」第3回研究会議事録

1. 日時・場所

日時：2007年2月8日（木）18:00～20:00

場所：インターネット協会 会議室

2. 参加者

座長

清水康敬（独立行政法人メディア教育開発センター 理事長）

座長代理

苗村憲司（駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部 教授）

委員

宮本潤子（ECPAT/ストップ子ども買春の会 共同代表）

高橋邦夫（千葉学芸高校 校長）

吉田 奨（ヤフー株式会社法務部 マネージャー）

* 別所委員代理

川端秀治（デジタルアーツ株式会社 経営企画本部長）

* 道具委員代理

川口洋司（オンラインゲーム研究会（株）コラボ 代表取締役）

オブザーバー

船橋 憲 経済産業省商務情報政策局情報経済課 調整係長

藤原一成 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 青少年有害環境対策専門官

丹呉 競 社団法人デジタルメディア協会 事務局長

中尾浩治 社団法人電子情報技術産業協会
情報システム部 パーソナル情報グループ長

小林一司 社団法人電子情報技術産業協会パーソナルコンピュータ事業委員会
副委員長 兼 フィルタリングWG主査

事務局

国分明男 （財）インターネット協会 副理事長

大久保貴世 （財）インターネット協会 主任研究員

上田健次 九州日本電気ソフトウェア（株） シニアマネージャ

小泉雄介 （株）NEC 総研 専任研究員

吉田絵里香 （株）NEC 総研 研究員

3. 配布資料

- ・議事次第
- ・座席表 RF 研 2006-03-1
- ・委員・オブザーバー名簿 RF 研 2006-03-2
- ・第2回研究会議事録案 RF 研 2006-03-3
- ・本年度の研究会活動予定について RF 研 2006-03-4
- ・フィルタリングの普及啓発に向けた取組み状況（パソコン）
（JEITA 資料） RF 研 2006-03-5
- ・フィルタリング普及啓発アクションプランの進捗状況について RF 研 2006-03-6
- ・リーフレット「フィルタリングを知っていますか？」 RF 研 2006-03-7
- ・リーフレットのプレスリリース RF 研 2006-03-8
- ・ポータルページ「フィルタリング、知っていますか？」 RF 研 2006-03-9
- ・国外動向について RF 研 2006-03-10
- ・SafetyOnline3 最終案の検討資料 RF 研 2006-03-11
- ・保護者アンケートに基づく年齢別テンプレート RF 研 2006-03-12

4. 議事概要

(1) 前回議事録確認

・事務局より、第2回研究会議事録案について確認を行った結果、第2回研究会議事録案が承認された。

(2) フィルタリングの普及啓発に向けた取組み状況（パソコン）

・電子情報技術産業協会(JEITA)から、JEITAにおけるフィルタリングの普及啓発に向けた取組み状況についてご説明いただいた。

(3) フィルタリング普及啓発アクションプラン進捗報告

・事務局より、資料 RF 研 2007-03-6～9に基づき、フィルタリング普及啓発アクションプランのインターネット協会（フィルタリング連絡協議会）における進捗状況について説明を行なった。

(4) 国外動向報告

・事務局より、資料 RF 研 2006-03-10に基づき、違法・有害情報対策に関する国外動向について説明を行った。

委員：11ページの「インターネットの教育上の効果」とはどのような意味か。

事務局：英語だと”Effect of the Internet on Youth Education”で、青少年の教育上の効果、

という意味だ。

委員：資料上の数値が逆だった話は、2005年は2006年ということか。

事務局：はい。

委員：韓国国内では有害サイトはないのか。

事務局：わいせつなどの違法情報や、青少年に有害な情報については、KISCOM でモニタリングおよび市民からの通報受付を行っており、KISCOM の中で違法性があるかを審議して、違法であればサイトやプロバイダ等に対して是正要求を出している。サイト等の中ではそれを拒否した例はないとのことである。レイティング基準 SafeNet に該当する有害サイトについては、法律に基づき KISCOM がセルフレイティングを推奨している。

委員：セルフレイティングの努力義務があるということか。

事務局：努力義務というより強制的だと思われる。

委員：義務か推奨か？

事務局：法律で情報通信省長官がサイトに対してセルフレイティングを推奨すると書かれている。KISCOM がモニタリングしているので、実際は強制という形になるようだ。守らない場合は、KISCOM からサイトに対してレイティングするように要求することができる。

(5) SafetyOnline3.1 最終案の検討

・事務局より、資料 RF 研 2006-03-11 ~ 12 に基づき、SafetyOnline3.1 最終案について説明を行った。

事務局：インターネット上では発信する側が「レイティング」する。そこでは価値判断を極力なくし、どんな情報が含まれるかのラベルを付ける。受信者はどんな情報が含まれるかに基づき、取捨選択を自己判断するようにする。そのため、受信者側で社会の価値判断として用意したテンプレートを使いフィルタリングするということになる。資料 RF 研 2006-03-12 の1枚の基準で見ると、一種類のように見えるが、レイティング（発信者用）の基準と、フィルタリング（受信者用）の基準（年齢別テンプレート）は別で、主観的な判断は受信者側がテンプレートにて変えられるという形になり、発信者用の情報・ラベルとしては共通基準にてレイティングをすることになる。年齢別テンプレートについては、主観の話になるので、どうしても幅があるのは仕方がない。完全にこれだと言い切るのは難しい。

座長：「美しい抱擁」というのを見せるのか、見せないのかという情報は、誰かが付けてくれないといけない。

事務局：見せる・見せないを決めるテンプレートの一つとして、今回のテンプレートがある。テンプレートは他の団体にも作ってほしい。

座長：コンテキストラベルは誰が付けるのか。

事務局：発信者か第三者が付けるということになる。

(カテゴリ・キーワード、コンテンツ形式、評価ラベルの審議)

オブザーバー：文学小説などはキーワードにひっかかっても「芸術」で救済される余地がある。日本には漫画という大きな文化があるが、どのように救済させるのか。少年誌に掲載される漫画では、局部などを書かないように省略表現している場合が多く、こうした場合は、該当するキーワードがないため、フィルタリングの対象にはならないということか。

委員：省略表現については、キーワードで「ぼかしを入れたものを含む」というものもあるので、それに該当する限りはフィルタリングの対象となる。

事務局：同じキーワードが該当するのであれば、漫画だから良いということはない。

委員：児童ポルノについては、漫画やアニメという表現手段を悪用しているケースが増えている。他の国では漫画やアニメでも児童ポルノとして有罪判決を受けたものもある。R18レベルではなくても、残虐性などひどいものがある。そういったものについては、有害性に、写真、漫画の区別はない。ただし、従来の少年誌の漫画のようなものは、キーワードに該当しないのであれば、フィルタリングをすりぬけてもよいのではないか。

委員：CGM型サイト、とあるが何の略か。

事務局：「Consumer Generated Media」である。サイトの利用者がコンテンツを書き込んだり、動画をアップロードしたりして、サイトが豊かになるような形のサイトのことである。

委員：「参加型サイト」という形のほうがいいかも知れない。

オブザーバー：一年することなくCGMが一般的な用語になるかも知れない。

委員：用語の分かりやすさは大切だ。普及させるためのハードルにもなりうる。

(コンテクストラベル、年齢別テンプレートの審議)

座長代理：「青少年向け」というコンテクストラベルを追加したことによって、誤解を招くかも知れない。「青少年向け」が別にあると、「教育」は成人向けの教育、社会人向けの教育などの話になってくる。「教育」や「スポーツ」などはすべて「青少年向け」のものでもあるのではないか。「青少年向け」の言葉が無いほうが、誤解を招かないかも知れない。子どもに見せたいスポーツに「スポーツ」、子どもに見せたい芸術作品に「芸術」とラベルするということではないか。

座長：「教育」「芸術」などのラベルが付かずに、「青少年向け」であるようなコンテンツの事例はあるか。

事務局：事務局で想定していたのは、日本昔話の中で人が食べられるようなシーンは、青少年向けに配慮して、露骨なイラストはなくテキストのみで表現している。また、昔TVでは赤い鮮血を、白黒で放映したように、青少年に配慮して過激でない画像にする場合がある。

座長：「青少年に対して無害」といった表現にしてはどうか。

委員：SafetyOnline3全体としては、社会人も使うということを考えると、青少年だけに

特化した形にしなくともいいかも知れない。例えば、村上隆の作品などは「芸術」であっても子どもに見せられないものもある。「芸術」であっても「青少年向け」でないものもあるので、両方のラベルが必要である。

委員：カテゴリ・キーワードで、近親相姦は「近親姦」が正しい。

事務局：修正します。

委員：小学校教師がネット上で遺体死体を公開する事件があったが、キーワードとして入っていない。もう一段厳しい、エスカレートした事件があるので、考慮する必要がある。

委員：処刑なども同様かと思う。殺害行為に入るか。

座長代理：死体、遺体はいろいろな形で現れる。

委員：ピューリッツァー賞を受賞した戦争の写真(遺体があるもの)のような場合もある。

委員：ここでは少なくとも問題が出ているので、何らかの形を考える必要がある。

座長：今日の結論ではなく、検討をしてほしい。

委員：12歳未満のショッピングサイトは、「見せてもよい」と「見せたくない」の数字が拮抗しているので×にした方がいいと思う。児童が間違っって購入サイトへ行ってしまうケースもある。また、コミュニティサービスの15歳未満も数字が拮抗しているので×にしてはどうか。

委員：ショッピングサイトを×にするのは賛成。

委員：コミュニティサービスは学校現場からいえば危険が多い。親が許したサイトだけ閲覧できるようにしてほしい。

オブザーバー：コンテンツ形式については、コンテクストラベルがついても×が に変わらないのか。Wikipediaを辞書として使っているケースがあり、「CGM型サイト」の「教育」に当たるので、この場合は にならないのか。

事務局：コンテンツ形式については ×はひっくり返らないことにしている。掲示板は一つの投稿によって、突然×になったりする。これは「スポーツ」の掲示板でも、「芸術」掲示板でも同じである。コンテクストラベルがついても、有害性には変わりはないと考えるので、×を にはしない。Wikipediaのような特定のサイトは、ホワイトリストで対応することになる。

(審議のまとめ)

座長：

- ・色々な人が理解できる必要があるので、CGMなどの表現は改善してほしい。
- ・新しい問題としての人間の死体等についてはどのように考えるか、検討してほしい。
- ・テンプレートに関しては、基本的な考えについては異論がない。個々の問題についてはWGとして検討して頂き、メールなどで結果を教えて頂き、確認するということがよい。
- ・本年度の活動は、WG等でかなり良く検討して頂き、分かりやすくなった印象だ。この感じでぜひ取りまとめてほしい。

事務局：WG は開催されないので 3 月 23 日までに事務局で整理し、メールで確定版案をお送りする。

(6) その他

委員：SafetyOnline3.1 はできたが、肝心のラベルデータベースはこれからである。データベースの構築を加速化し、SafetyOnline3.1 が実際に使えるようになることを望みます。

以上